

政策会議付議事案書（令和6年1月9日）

提案課名 産業振興課

報告者名 久保田 亨

事案名	秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正することについて	有 資料 無
目的・必要性	<p>国内の新規事業所立地計画に関する動向調査（令和5年1月。一般社団法人日本立地センター調べ）では、コロナ禍からの需要回復と国内サプライチェーン強化などを背景に、国内事業拠点に関する立地計画（新設・増設・移転）がある企業は23.9%とコロナ禍以前の水準を上回っています。また、神奈川県内に用地を求める企業は300社以上（このうち製造業は45社）あり（神奈川県企業誘致・国際ビジネス課調べ）、企業の進出ニーズが高まっています。</p> <p>本市では、産業基盤の強化を図るため、平成16年4月1日付けで本条例を施行し、東名秦野テクノパークをはじめ、工業地域や工業専用地域への進出企業を対象に課税免除や奨励金の交付など企業立地等に係る積極的な支援を行うことで、その立地等を推進してきました。</p> <p>令和9年度の新東名高速道路の全線開通を控え、交通の利便性を最大限に活用する新たな産業系土地利用の実現を目指し、本年3月末には、秦野市戸川土地区画整理組合が設立され産業利用促進ゾーンへの企業誘致が本格化する見通しです。</p> <p>こうしたことから、優良企業の新規立地を促進するとともに、既存企業の市外流出を防止するため、秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正し、企業立地等に係る奨励措置を拡充するものです。</p> <p>あわせて、本格化する企業誘致活動に合わせ、当該用地の呼称を定めるものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 主な経過</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成16年4月1日施行 (2) 平成21年1月1日改正 市内既存企業の建替え等施設再整備を対象に追加 (3) 平成23年4月1日改正 施設再整備に伴う土地取得等も減免対象に追加、適用期限を3年間延長 (4) 平成26年4月1日改正 雇用促進奨励金の交付要件に「中小企業は5名以上」追加、適用期限を5年間延長 (5) 平成30年6月27日改正 土地の取得等に係る期限の廃止、適用期間を5年間延長 <p>2 条例適用状況（平成17年度～令和4年度末）</p> <p>39社</p> <p>指定地域：東名秦野テクノパーク5社、工業専用地域33社、工業地域1社</p> <p>適用要件：市外からの新規立地8社、市内企業の施設再整備等31社</p>	

決定等を要する事項	<p>1 秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を次のとおり改正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 適用期限の5年間延長 (2) 雇用促進奨励金に係る適用要件の緩和 (3) 企業立地奨励金の新設 (4) 市内企業活用奨励金の新設 (5) 見学・体験機能等設置奨励金の新設 <p>2 産業利用促進ゾーンの呼称を「秦野丹沢テクノパーク」とする。</p>
今後の取扱い	<p>令和6年3月 令和6年3月市議会定例月会議に条例の改正案を提出 令和6年4月1日から施行</p>

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を
改正することについて

本市は、平成16年度に本条例を施行し、東名秦野テクノパークをはじめ、工業地域や工業専用地域への進出企業などを対象に積極的な支援を行ってきました。これまでに条例の適用を受けた企業は、市外からの新規立地が8社、市内移転や規模拡大が31社の合計39社となっています。

近年、コロナ禍からの需要回復や国内サプライチェーン強化などを背景に、企業の国内回帰の動きが高まっており、県内自治体では、地域経済を好転させるための企業誘致に関する取組が積極的に行われています。

つきましては、企業の事業拠点の新設、増設及び移転先として本市が選択されるよう、施設整備や雇用等に対する支援策を拡充し、条例適用期限を延長するため、次のとおり改正するものです。

1 改正の概要

(1) 条例の適用期限の延長（第3条関係）

企業の立地等に要する期間は、用地選定に2年から3年程度、立地準備に2年程度（平成29年度企業立地アンケート）とされていることや、高速道路のインターチェンジ開設から5年間は、一般的に土地利用の需要が高まることから、条例の適用期限を5年間延長します。

＜現 行＞ 平成38年（令和8年）3月31日まで

＜改正後＞ 令和13年3月31日まで

(2) 雇用促進奨励金に係る適用要件の拡大（第5条関係）

市民の新規雇用に加え、人口増や本社機能移転を促進するため、適用要件を次のように拡大します。

＜現 行＞

新規雇用した市民10名以上（中小企業者は5名以上）

＜改正後＞

新規雇用した市民及び市外からの転入者10名以上（中小企業者は5名以上、更に、本社機能を本市内に移転した事業者は1名以上）

(3) 企業立地等奨励金の新設（第6条関係）

企業が立地及び施設再整備の際に重視する要件として、自治体からの支援のうち、優遇制度の充実が54.4パーセントと最も多い（2022年度新規事業所立地計画に関する動向調査）ことから、県内他市と比べ優位な条件となるよう、企業立地等奨励金を新設します。

＜新 設＞

立地及び施設再整備に係る投下資本額の10分の1に相当する額（限度額5,000万円）を交付

(4) 市内企業活用奨励金の新設（第7条関係）

企業の立地及び施設再整備に伴う建設工事や生産設備の導入等において、市内企業への発注を促進することで、地域内の経済循環を高めるため、市内企業活用奨励金を新設します。

＜新 設＞

建設工事や生産設備の導入等を市内企業に発注した場合、発注金額の100分の5に相当する額（限度額300万円）を交付

(5) 見学・体験施設設置奨励金の新設（第8条関係）

見学・体験施設は、製造工程や品質管理を消費者に見せることで、企業の知名度の向上、マーケティングや製品開発に役立つとともに、人材確保や来訪者の市内周遊観光につながることも期待できることから、見学・体験施設設置奨励金を新設します。

＜新 設＞

見学・体験機能等を持った施設の設置費用の100分の5に相当する額（限度額300万円）を交付

2 施行日

令和6年4月1日

資料 2

議案第 号

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を
改正することについて

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 月 日 提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

企業等の新規立地及び市内企業等の施設再整備の促進を目的として、奨励処置の対象となる操業開始の期限を延長するとともに、奨励金を拡充するため、改正するものであります。

資料 3

秦野市条例第 号

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を 改正する条例

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例（平成16年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条に規定する雇用促進奨励金」を「第5条から第8条までに規定する奨励金（第10条において「各奨励金」と総称する。）」に改め、同条に次の2号を加える。

- (11) 本社機能 企業等の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門その他の企業等の主要な部門を備えた事業所で、本店として登記されたものをいう。
- (12) 見学・体験施設 新設する事業所等のうち、見学又は体験のために来場する者を広く受け入れることを目的に設置する施設で、見学者等のための導線、可視化設備、会場その他の必要な設備を有するものをいう。

第3条第1項第3号及び第2項第3号中「平成38年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

市長は、対象事業者のうち操業企業等が操業を開始するため、次の各号のいずれかに該当する者（第9条第1項の規定による申請（雇用促進奨励金の交付に係る申請に限る。）をする際に引き続き本市に住所を有する者に限る。）を合わせて10名以上（中小企業者である操業企業等は5名以上、本社機能を本市内に移転した操業企業等は1名以上）雇用し、かつ、これらの者を1年以上継続して雇用したときは、その操業企業等に対し、同一の敷地内について1回に限り、雇用促進奨励金を交付する。

- (1) 本市に住所を有する者で、新規に従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。次号において同じ。）として雇用されたもの（雇用の始期が、操業を開始する日の前後6か月以内の者に限る。）
- (2) 従業員のうち、操業を開始する日の前後6か月以内に本市に転入したものの

第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条を第11条とする。

第7条各号列記以外の部分及び同条第1号中「雇用促進奨励金」を「各奨励金」に改め、同条を第10条とする。

第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(企業立地等奨励金の交付及び額)

第6条 市長は、対象事業者が指定地域内（その奨励処置の対象となる敷地内に限る。）において立地又は施設再整備を行ったときは、その立地又は施設再整備に係る投下資本額の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、同一の敷地内について1回に限り、企業立地等奨励金として交付する。ただし、その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円とする。

(市内企業活用奨励金の交付及び額)

第7条 市長は、対象事業者が指定地域内（その奨励処置の対象となる敷地内に限る。）において立地又は施設再整備を行うに当たり、その工事の施工又は償却資産の取得を市内企業（その企業が一次下請事業者である場合を含む。）に発注したときは、その発注額の100分の5に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、同一敷地内について1回に限り、市内企業活用奨励金として交付する。ただし、その額が300万円を超えるときは、300万円とする。

(見学・体験施設設置奨励金の交付及び額)

第8条 市長は、対象事業者がその一部又は全部が見学・体験施設である建物を設置し、かつ、操業を開始する日から1年6か月以内に見学・体験事業を開始したときは、その建物の設置費に相当する額を占有面積の割合（その建物の延床面積を見学・体験施設の延床面積に応じて按分して得られた割合をいう。）で按分して得られた額の100分の5に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、同一の敷地内について1回に限り、見学・体験施設設置奨励金として交付する。ただし、その額が300万円を超えるときは、300万円とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 奨励処置 第4条に規定する固定資産税等の課税免除及び <u>第5条から第8条までに規定する奨励金（第10条において「各奨励金」と総称する。）</u> の交付をいう。	(2) 奨励処置 第4条に規定する固定資産税等の課税免除及び <u>第5条に規定する雇用促進奨励金</u> の交付をいう。
(3) – (10) (略)	(3) – (10) (略)
(11) 本社機能 <u>企業等の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門その他の企業等の主要な部門を備えた事業所で、本店として登記されたものをいう。</u>	
(12) 見学・体験施設 <u>新設する事業所等のうち、見学又は体験のために来場する者を広く受け入れることを目的に設置する施設で、見学者等のための導線、可視化設備、会場その他の必要な設備を有するものをいう。</u>	
(奨励処置の要件)	(奨励処置の要件)
第3条 市長は、立地をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。	第3条 市長は、立地をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)

(3) 令和13年3月31日までに操業を開始すること。

(4)・(5) (略)

2 市長は、施設再整備をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 令和13年3月31日までに施設再整備に係る施設の操業を開始すること。

(4)・(6) (略)

(雇用促進奨励金の交付及び額)

第5条 市長は、対象事業者のうち操業企業等が操業を開始するため、次の各号のいずれかに該当する者（第9条第1項の規定による申請（雇用促進奨励金の交付に係る申請に限る。）をする際に引き続き本市に住所を有する者に限る。）を合わせて10名以上（中小企業者である操業企業等は5名以上、本社機能を本市内に移転した操業企業等は1名以上）雇用し、かつ、それらの者を1年以上継続して雇用したときは、その操業企業等に対し、同一の敷地内について1回に限り、雇用促進奨励金を交付する。

(1) 本市に住所を有する者で、新規に従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。次号において同じ。）として雇用されたも

(3) 平成38年3月31日までに操業を開始すること。

(4)・(5) (略)

2 市長は、施設再整備をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 平成38年3月31日までに施設再整備に係る施設の操業を開始すること。

(4)・(6) (略)

(雇用促進奨励金の交付及び額)

第5条 市長は、対象事業者のうち操業企業等が操業を開始するため、本市内に住所を有する者（次条第1項に規定する申請（雇用促進奨励金の交付に係る申請に限る。）をする際に引き続き本市に住所を有する者に限る。）を従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。次項において同じ。）として10名以上（中小企業者にあっては5名以上）新規に雇用（雇用の始期が操業を開始する日の前後6か月以内のものに限る。）し、かつ、1年以上継続して雇用したときは、その操業企業等に対し、同一の敷地内について1回に限り、雇用促進奨励金を交付する。

の（雇用の始期が、操業を開始する日の前後6か月以内の者に限る。）

(2) 従業員のうち、操業を開始する日の前後6か月以内に本市に転入したもの

2 (略)

（企業立地等奨励金の交付及び額）

第6条 市長は、対象事業者が指定地域内（その奨励処置の対象となる敷地内に限る。）において立地又は施設再整備を行ったときは、その立地又は施設再整備に係る投下資本額の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、同一の敷地内について1回に限り、企業立地等奨励金として交付する。ただし、その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円とする。

（市内企業活用奨励金の交付及び額）

第7条 市長は、対象事業者が指定地域内（その奨励処置の対象となる敷地内に限る。）において立地又は施設再整備を行うに当たり、その工事の施工又は償却資産の取得を市内企業（その企業が一次下請事業者である場合を含む。）に発注したときは、その発注額の100分の5に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、同一敷地内について1回に限り、市内企業活用奨励金として交付する。ただし、その額が300万円を超えるときは、300万

2 (略)

円とする。

(見学・体験施設設置奨励金の交付及び額)

第8条 市長は、対象事業者がその一部又は全部が見学・体験施設である建物を設置し、かつ、操業を開始する日から1年6か月以内に見学・体験事業を開始したときは、その建物の設置費に相当する額を占有面積の割合（その建物の延床面積を見学・体験施設の延床面積に応じて按分して得られた割合をいう。）で按分して得られた額の100分の5に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、同一の敷地内について1回に限り、見学・体験施設設置奨励金として交付する。ただし、その額が300万円を超えるときは、300万円とする。

(奨励処置の申請等)

第9条 (略)

(奨励処置の取消し等)

第10条 市長は、奨励処置を受けた対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、課税を免除した固定資産税等若しくは交付した各奨励金の全部若しくは一部を納付させ、又は返還させるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 虚偽その他不正な行為により固定資産税等の課税免除又は各奨励金の交付を受けたとき。

(奨励処置の申請等)

第6条 (略)

(奨励処置の取消し等)

第7条 市長は、奨励処置を受けた対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、課税を免除した固定資産税等若しくは交付した雇用促進奨励金の全部若しくは一部を納付させ、又は返還させるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 虚偽その他不正な行為により固定資産税等の課税免除又は雇用促進奨励金の交付を受けたとき。

(2) – (5) (略)

(報告の徴収等)

第11条 (略)

(奨励処置の承継)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

(2) – (5) (略)

(報告の徴収等)

第8条 (略)

(奨励処置の承継)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。